

==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県医師養成確保奨学金貸付規則の一部改正について

1 規則の改正理由

鳥取県医師養成確保奨学金（以下「奨学金」という。）の貸付対象者に鳥取大学以外の大学（学校法人自治医科大学を除く。以下同じ。）において医学を専攻する者を加える等所要の改正を行う。

2 規則の概要

(1) 奨学金の貸付対象者に、県内の高等学校を卒業した者で鳥取大学以外の大学の医学を履修する課程に入学し、同課程に在学しているもの（以下「県外学生」という。）を加える。

(2) 平成19年度においては、(1)のほか、奨学金の貸付対象者に、鳥取大学に地域枠推薦入学以外の入学区分により入学し、かつ、医学を履修する課程に在学する者（申請時に第3学年から第5学年までの在学学生に限る。以下「平成19年度特例者」という。）を加える。

(3) 県外学生及び平成19年度特例者に貸し付ける奨学金の額は、月額10万円とする。

(4) 次の左欄に掲げる申請者に奨学金を貸し付けるときは、それぞれ同表の右欄に掲げる条件を付する。

ア 県外学生	県が企画する地域医療体験研修を毎年1回以上受けること。
イ 平成19年度特例者	鳥取大学において開講される地域医療に係るカリキュラムを受講すること。

(5) その他所要の規定の整備を行う。

(6) 施行期日は、公布日とする。